

まずは相談

不用品買い取りのはずが…
大切な物を買取られた!?

～今回のポイント～

- 不用品買い取り業者が来たら…
- ・売る気のない物は見せない
- ・きっぱりと断る
- ・売る場合は契約書をもらう

「不用な衣類を買取ります」
女性から電話があり、訪問を承諾した。来訪したのは男性だった。約束通り衣類を見せたが、「金貨や装飾品はないか」と急かされ、やむを得ず指輪などを見せた。すると、現金1,200円と明細書を渡され、物品を持ち帰られてしまった。亡き夫や叔母から貰った大切な物なので、取り戻したい。

このような相談が、全国の消

費生活センターに寄せられています。

買い取り業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売よう要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは、法律で禁止されています。売らざるもりのない貴金属などの売却を迫られても、**物品を見せずにきっぱりと断りましょう。**可能であれば、信頼できる人に同席してもらうといいですね。売却する場合は、必ず契約書をもらい、物品の種類・価格・業者の名称・連絡先などを確認しましょう。

クーリングオフで取り返せる場合もあります。困ったときは、悩まず消費生活センターにご相談ください。

市消費生活センター専用ダイヤル
☎(44)4883(市役所2階)

- 相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- ※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。
- ※土日・祝日の電話相談は消費者ホットライン☎188(局番なし)へ



とちぎパートナーシップ
宣誓制度について

栃木県では、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、9月1日から「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

人生のパートナーとして継続的に生活を共にすることを宣誓した2人(一方または双方が性的マイノリティ)に対して、県が宣誓カードなどを交付します。宣誓カードを提示すると、公営住宅への入居や病院での面会(自治医科大学附属病院を含む13病院)、とちぎ結婚応援カード(とちまり)のサービスを利用できます。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

まちがいさがし

わかるかな?

▼南河内スポーツフェスティバル

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く)
※答えは42ページ下段



スマートフォンやタブレット端末から「広報しもつけ」を読むことができます

○カタログポケット
URL https://www.catapoke.com/?mict_code=1



iOS Android

○トチギーブックス
URL <https://www.tochigi-ebooks.jp/>



○マイ広報紙
URL <https://mykoho.jp/>



○マチイロ
URL <https://machihiro.town/>

